

令和2年 第11回

# 農業委員会総会議事録

令和2年11月24日(火) 開催

多摩市農業委員会

令和2年11月24日午後2時、多摩市役所4階第一委員会室において、令和2年第11回多摩市農業委員会総会が招集された。

出席委員は次のとおりであった。

1番 萩原弘委員、 2番 柚木実委員、 5番 新倉隆委員、  
6番 大松誠二委員、 8番 伊藤忠男委員、 10番 澤登早苗委員  
11番 増田実生委員、 12番 武内好恵委員、 13番 小暮和幸委員、 14番 青木幸子委員、

出席した事務局職員は次のとおりであった。

事務局長 渡邊哲也 農地係長 沖迫達矢 書記 小形達也

定刻午後2時に総会を開会した。

議長(会長 小暮和幸)

「定刻になりましたので、只今から、令和2年第11回多摩市農業委員会総会を開会いたします。」

議長(会長 小暮和幸)

「本日は、3番 萩原重治委員より遅れるとの、また15番 小島豊委員から欠席するとの連絡を受けております。

現在の出席委員数は、10名であります。

定足数に達しておりますので、ただちに会議を開きます。」

議長(会長 小暮和幸)

本日の議事日程は、次のとおりです。

日程第1、第4号議案 特定都市農地貸付の承認について

日程第2、第26号報告 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

日程第3、第27号報告 相続税納税猶予の継続届に係る引き続き農業経営を行っている旨の  
証明書交付について

議長(会長 小暮和幸)

議事に先立ち、多摩市農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、委員に諮って、議長指名により、議事録署名委員に次の者を指名した。

1番 萩原弘委員、2番 柚木実委員

議長(会長 小暮和幸)

「それでは、議事に入ります。

日程第1、第4号議案 特定都市農地貸付の承認についてを議題といたします。

本議案については、当事者として、6番 大松誠二委員が含まれております。

多摩市農業委員会会議規則第10条により、委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはそ

の配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないこととなっております。よって、大松誠二委員の退室を命じます。

#### 大松誠二委員退室

議長(会長 小暮和幸)

「それでは、事務局に朗読と説明を求めます。」

農地係長(沖迫)

第4号議案 特定都市農地貸付の承認(関戸地区 1件)について、特定都市農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律第3条第3項の規定及び同法施行令第4条の規定に基づき、事業開設者より承認依頼があったため、提出書類の確認及び承認チェックシートを用いて、法規に即した事務説明を行った。これに加えて、補足資料として案内図を明確化したもの及び前記農地法等の特例に関する法律に照らし農地賃貸借契約書・貸付協定の写しを配布し、補足説明を行った。市・事業者・所有者の3者による市民農園開設に関わる貸付協定を締結後、農地の活用方法等について規定したため、これらの内容について審議いただくことを総括的に説明した。

議長(会長 小暮和幸)

「事務局の説明が終わりました。本件に関して、質疑はございませんか？」

議長(会長 小暮和幸)

「事業者の実績については何か聞いているか？」

農地係長(沖迫)

「事業者の営業に確認したところ、都内での実績はないが、その他の地域では複数の事業実施実績があると聞いている。加えて一点、補足説明をさせていただくと、施設設置計画書について、一部不要な記述があり、事業者に確認したところ、後日資料の修正を行うこととなっている。このため、前述計画書については、差し替えさせていただく運びとなっている旨、伝えさせていただきたい。」

委員(10番 澤登早苗)

「当該事業者は、以前から主に耕作放棄地を中心に事業展開をしてきている草分け的な存在のため、それらの実績の状況と比べると、今回のような都市農地の事業展開については不慣れな部分があるのかもしれないと推察する。施設設置計画書類の内容などに、そのような部分が表れていると思われる。」

議長(会長 小暮和幸)

「生産緑地かつ相続税の特例を受けている農地であり、税務署も関係することから、細かいことではあるが、資料内容についても万全を期すに越したことはないと感じている。ほかに質疑はございませんか？」

委員(8番 伊藤忠男)

「47区画すべて埋まると試算して、ざっと年間400万円を超える売り上げとなる案件である。」

議長(会長 小暮和幸)

「事業収入として計算すると、その程度になるであろう。ほかに質疑はございませんか？」

「質疑なし」の声あり

議長(会長 小暮和幸)

「質疑なしと認め、質疑を終了します。

お諮りいたします。本件を可とすることに、賛成の委員の挙手を求めます。」

挙手全員

議長(会長 小暮和幸)

「挙手全員」であります。よって本件は可決されました。

ただしながら、施設設置計画書類の差し替えについては、確実に行うようお願いします。

それでは、関係議案の議決が終了しましたので、6番 大松誠二委員の入室を認めます。」

大松誠二委員入室

議長(会長 小暮和幸)

「次に、日程第2、第26号報告 農地法第4条第1項第8号の規定による届出についてを議題といたします。

事務局に、朗読と説明を求めます。」

書記(小形)

第26号報告 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について(永山地区 1件)を朗読し説明した。

議長(会長 小暮和幸)

「事務局の説明が終わりました。本件に関して、質疑はございませんか？」

「質疑なし」の声あり

議長(会長 小暮和幸)

「質疑なしと認め、質疑を終了します。

お諮りいたします。本件を報告のとおり承認することに、ご異議ございませんか。」

「異議なし」の声あり

議長(会長 小暮和幸)

「ご異議なしと認めます。よって、本件は報告のとおり承認することに決しました。」

議長(会長 小暮和幸)

「次に、日程第3、第27号報告 相続税納税猶予の継続届に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付についてを議題といたします。  
事務局に、朗読と説明を求めます。」

書記(小形)

第27号報告 相続税納税猶予の継続届に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付について (一ノ宮・関戸・桜が丘地区 各1件)を朗読し説明した。

議長(会長 小暮和幸)

「事務局の説明が終わりました。本件に関して、質疑はございませんか？」

「質疑なし」の声あり

議長(会長 小暮和幸)

「質疑なしと認め、質疑を終了します。  
お諮りいたします。本件を報告のとおり承認することに、ご異議ございませんか。」

「異議なし」の声あり

議長(会長 小暮和幸)

「ご異議なしと認めます。よって、本件は報告のとおり承認することに決しました。  
以上をもって、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。  
よって、会議を閉じます。」

終了(午後2時40分)